# 通卷 50 号 June. 2018

# 日本通信教育学会報

Japan Association of Distance Education

目	次
・第 66 回研究協議会のお知らせ・発表者募集・・・・・ 1	· 会員·················4
<ul><li>・平成 30 (2018) 年度『研究論集』投稿募集・・・・・1</li></ul>	・会員の声・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・平成 29 (2017) 年度『研究論集』刊行のお知らせ・2	・通信教育の動向・・・・・・・・・・・5
<ul><li>理事会報告······3</li></ul>	<ul><li>通信教育のこの一冊⑬····································</li></ul>

## 第 66 回研究協議会のお知らせ・発表者募集

下記の通り、第66回研究協議会を開催いたします。研究発表を希望する会員は、以下の要領でお申込下さい。

#### (1) 研究協議会の概要

- **日** 時: 平成 30 (2018) 年 11 月 24 日 (土) 10:00~18:00 (終了後に情報交換会)
- ・会 場: 桜美林大学 四谷キャンパス (千駄ヶ谷) 1 階ホール

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-1-12

(JR 中央線・総武線「千駄ヶ谷」駅徒歩6分 東京メトロ 副都心線「北参道」駅徒歩5分)

- ・プログラム: ①会長挨拶 ②特別・自由研究発表 ③総会 ④シンポジウム (調整中)
  - ⑤情報交換会(希望者のみ、会費別途)
- ·参 加 費:会員/無料 一般/2,000 円

#### (2) 研究発表の申し込み

- 発表の種類: ①特別研究発表:発表30分程度、指定討論者によるコメントと討議15分程度、会場との質疑応答15分程度、全体で60分 ※共同発表も同じ
  - ②自由研究発表:発表 20 分程度、会場との質疑応答 10 分程度、全体で 30 分 ※共同発表も同じ
- ・申込方法:発表希望者は、①氏名、②所属、③発表の種類(特別研究発表または自由研究発表)、④題目、 を下記期日までに事務局宛に電子メール(jade.office.obirin@gmail.com)でご連絡下さい。 なお、発表希望者が多数の場合には、上記の発表時間(コメント・質疑応答等を含む)に変更 がある場合があります。
- 申込締切: 平成30(2018) 年8月24日(金)
- ・発表要旨:研究発表が許可された会員には、追って発表要旨の執筆をお願いしますので、原稿 (Word または PowerPoint 等の電子ファイル) をお知らせする期日までにご提出下さい。

#### (3) 参加の申し込み

・10月初~中旬(予定)にお送りするプログラムを参照して下さい。

#### 平成30(2018)年度『研究論集』投稿募集

下記の通り、平成30 (2018) 年度『研究論集』への論文の投稿を募集します。投稿を希望する会員は、ふるってご応募下さい。

#### (1) 題目届の提出

- ・提出方法:投稿を希望する会員は、下記期日までに題目等(①氏名、②所属、③題目)を事務局宛に電子メール (jade. office. obirin@gmail. com) にてお知らせください。
- ·提出締切:平成30(2018)年12月20日(木)

#### (2) 原稿の提出

- ・提出方法:期日までに事務局宛に電子メール (jade. office. obirin@gmail. com) にて提出して下さい。
- 提出締切:平成31(2019)年2月28日(木)

#### (3) 刊行日(予定)

・2019年6月30日(日)

#### 投稿規定

(2018年6月15日)

- (1) 本誌が受け付ける論文は、通信教育、遠隔教育などに関する研究論文としてふさわしく、一定の水準に 達しているものとする。
- (2) 論文の種類は、「論文」と「研究ノート」の2種類とする。
- (3)「研究ノート」は、「論文」に準じたものとする。
- (4) 本誌に投稿できる者は、日本通信教育学会会員(新入会の者は入会手続を済ませた者)であり、当該年度の会費を納入している者とする(共同執筆の場合も同様)。
- (5) 論文は、和文の未発表論文とする。
- (6) 論文の分量は、本文、図、表、注、引用(参考)文献等を含めて、400字詰原稿用紙に換算して、50枚以内を原則とする。
- (7) 原稿は MS-Word で作成し、日本通信教育学会事務局宛にメールで送信するものとする。
- (8) 論文投稿締切日は、当学会の定める日とする。平成30(2018)年度は以下の通りとする。 題目届け 平成30(2018)年12月20日(木) 原稿締切 平成31(2019)年2月28日(木)
- (9) 投稿論文の採否および論文種別は、査読委員会による審査により決定する。
- (10) 査読委員会は、役員で構成する。ただし、必要に応じて、会員中から適切な査読者を委嘱することができる。
- (11) 論文の著作権の取り扱いは、以下の通りとする。
  - ・『日本通信教育学会 研究論集』に掲載決定した論文等(「論文」「研究ノート」「書評・図書紹介」など。以下、単に論文等という)の著作権は、日本通信教育学会に帰属する。
  - ・論文等の投稿に際しては、著者(すべての共著者を含む)は、掲載決定後の著作物の著作権が日本通信教育学会に帰属することに同意しているものとみなす。
  - ・著者本人が論文等の著作物を利用(著者自身の出版物への掲載・転載、インターネット等による公衆送信、複写配布、抄録の作成など)する際は、日本通信教育学会に対して許諾申請や連絡をせずに利用できるものとする。ただし、『日本通信教育学会研究論集』と出典を明記し、掲載年度および頁を記載する。

#### 査読基準

(2018年6月15日)

- (1)研究の意義:通信教育、遠隔教育などに関する研究論文としてふさわしく、一定の水準に達しているもの。
- (2)独 自 性:先行研究や実践研究を踏まえ、研究テーマ、研究方法、資料などにおいて新規な成果をあげているもの。
- (3)論理性:提案や今後の課題を含め、論理の展開に飛躍や矛盾がないもの。
- (4) 客 観 性:資料やデータの扱いが適切で、客観的な方法で分析しているもの。
- (5) その他:以上のほか、「論文」または「研究ノート」として掲載するにふさわしい研究の成果が認められるもの。

#### 平成29(2017)年度『研究論集』刊行のお知らせ

平成29 (2017) 年度『研究論集』を近日中に刊行、会員の皆様に発送させていただきます。今回は、投稿希望 (題目届)が9本、投稿が6本、1本につき2名の査読者により査読を行ない、査読委員会での審議、調整を経て、「論文として掲載可」が2本、「修正後再審査の結果、掲載不可」が1本、「掲載不可」が2本、投稿者からの要望により「査読前に取り下げ」が1本という結果を得ました。残念ながら、量的には不作の年でした。また、「掲載不可」となったもののうち2本は、投稿規定(1)の「通信教育、遠隔教育などに関する研究論文としてふさわしい」という条件を満たしていないことが大きな理由でした。教育関係の学会が多数ある中で、本学会は小規模ではありますが、通信教育と遠隔教育に特化した唯一の学会であるところにその存在意義があると思います。会員の皆様には、その点をご理解下さいますようお願いいたします。

昨年 10 月に開催した第 65 回研究協議会では、通信教育制度創設 70 周年を記念して、「通信教育は『教育』を 開放できたのか—通信教育の 70 年—」というテーマで基調講演とシンポジウムを開催しました。今回の特集では、 基調講演者、シンポジストと指定討論者にそれぞれのご発表、ご報告内容をまとめていただきました。

#### 平成 29 (2017) 年度第3回理事会報告・平成30 (2018) 年度第1回理事会報告

#### 1. 平成 29 (2017) 年度第 3 回理事会報告

平成 29 (2017) 年度第 3 回理事会が、平成 30 (2018) 年 3 月 27 日 (火) 14 時から 15 時 30 分に桜美林大学四谷キャンパス (千駄ヶ谷) で開催され、以下の事項が審議、報告された。

#### 【審議事項】

(1) 平成30(2018) 年度事業計画(案)について

資料 1 に基づき、平成30(2018)年度事業計画(案)について説明があり、原案の通り承認された。

(2) 第66回研究協議会の開催について

資料 2 に基づき、第 66 回研究協議会の開催について説明があり、検討の結果、日時については第 1 案の平成 30 (2018) 年 10 月 20 日 (土) あるいは第 3 案の 11 月 10 日 (土) で調整し、シンポジウムの企画については、次回理事会 (6 月開催予定) にて協議することとなった。

(3) 資金活用に関するワーキンググループ(仮称)の設置について

前回議事要旨(議事次第2頁)に基づき、資金活用に関するワーキンググループ(仮称)の設置について説明があり、資金活用に関するワーキンググループ(仮称)の設置、ならびにメンバー(案)が了承された。

(4) 平成 29 (2017) 年度『研究論集』について

資料3に基づき、平成29(2017)年度『研究論集』について説明があり、原案の通り承認された。また、研究論集の形式等(英字タイトル、英字氏名、アブストラクト、キーワードなど)の改善については事務局に一任された。

(5)『日本通信教育学会報』通巻50・51号の企画(案)について

資料4に基づき、『日本通信教育学会報』通巻50・51号の企画(案)について説明があり、原案の通り 承認された。

(6) 課題研究に伴う予備費の支出について

資料5に基づき、課題研究に伴う予備費(平成29(2017)年度)の支出について説明があり、予備費からの支出が了承された。

#### 【報告事項】

(1) 課題研究 I 報告

資料6に基づき、課題研究Iの報告があった。

#### 2. 平成30(2018)年度第1回理事会報告

平成30(2018)年度第1回理事会が、平成30(2018)年6月15日(金)13時から15時に桜美林大学四谷キャンパス(千駄ヶ谷)で開催され、以下の事項が審議、報告された。

#### 【審議事項】

(1) 平成29(2017) 年度事業報告・決算報告(案)について

資料 1 に基づき、平成 29 (2017) 年度事業報告・決算報告 (案) について説明があり、事業報告 (案) に関しては原案の通り承認され、決算報告 (案) に関しては予備費の記載方法を修正することが確認された。

(2) 平成30(2018) 年度事業計画・予算(案) について

資料 2 に基づき、平成 30 (2018) 年度事業計画・予算(案) について説明があり、事業計画(案) 関しては原案の通りに承認され、予算(案) に関しては資金活用に関するワーキンググループとの協議のもと、次回理事会(9 月予定)で再度提案することが了承された。

(3) 第66 回研究協議会の開催について

資料 3 に基づき、第 66 回研究協議会の開催について説明があり、11 月 24 日 (土) に桜美林大学四谷 キャンパス (千駄ヶ谷) で開催することが決定した。また、シンポジウムに関しては、実行委員長の手 島理事を中心に企画 (テーマ・内容・登壇者等) することが了承された。

(4) 平成30(2018) 年度『研究論集』の刊行について

資料4に基づき、平成30(2018)年度『研究論集』の刊行について説明があり、原案の通り承認された。

(5) 平成31(2019) 年度以降の役員ならびに事務局の体制について

資料5に基づき、平成31 (2019) 年度以降の役員ならびに事務局の体制について説明があり、事務局の移転と事務局長の交替ついて了承された。また、新役員の人選については、次々回理事会 (3 月予定)で提案することが確認された。

(6) その他

今年度の研究交流集会の開催地については、京都以外の可能性も視野に検討することが確認された。また、資金活用に関するワーキンググループの提案を受け、「記念誌編集委員会」を新たに立ち上げること、 当初の委員は同ワーキンググループのメンバーとすることが了承された。

#### 【報告事項】

(1) 資金活用に関するワーキンググループの検討状況について

資料 6 に基づき、資金活用に関するワーキンググループの検討状況について説明があり、周年記念誌の作成とそのための「記念誌編集委員会」の設置について提案があった。

会 員

Web サイトでは省略します

## 会員の声

### 遠隔教育大学とスクーリング

まだ至らない点も多い者ですが、貴学会の所属す る栄を賜る機会を頂き、誠に感謝申し上げます。最 近、遠隔高等教育に関する研究は、授業デザイン 教授-学習活動、学習効果、メディア技術に関する ものは多く見られますが、社会システムや教育制度 の枠組みの中で遠隔高等教育の存在意義や位置づ け、伝統的な高等教育との関係性など、マクロ的な 観点からの理論的考察は多くないと指摘されてい ます。そのためか、前者を扱っている学会はその勢 いを増しているものの、後者を扱っている学会はあ まり目にすることができませんでした。ところで昨 年9月、日本通信教育学会に出会いました。早速事 務局のほうに『研究論集』の最新版をお願いし、拝 読しました。最も興味深かったのは、鈴木克夫先生 の「『スクーリング』とは何か」でした。同論文は、 主に日本の文脈上で書かれたものでありますが、 様々なことについて考えさせられました。

その中でも未だ疑問に思うのは、そもそもなぜ遠隔教育大学においてスクーリングが必要だったのかということでした。遠隔教育の理念とは、人々により多くの教育機会を提供することです。ととはられても物理的またはどうしても物理的または目的な制約が伴います。とすれば、その教育的な目的はさておき、両制約によって依然としてでは、イランをできない学生たちが出てしまいます。ロット上か仮想現実の中でスクーリングを入っとですべての問題が解決できるのでしょうが、私はそうとも限らないと思います。スクーリング

が、学生たちを「『学校』に通っている」と感じさせる認識論的信念と関係があると考えているからです。そこで今後の研究では、この仮説を検証したうえで、遠隔教育大学におけるスクーリングの位置づけについて色々お話ができればなと考えております。 鄭漢模(京都大学大学院)

#### 通信教育受講への期待

今回、星槎の「行動分析学」という科目を受講する予定です。杉山尚子先生のお話を伺い、受講してみたいと思ったのがきっかけです。

昔から先生のランクとしては、昼間大学→昼間高校→夜間大学→夜間高校→通信教育の順で「落ち武者感」のようなものがあったように思います。それは、世間も生徒もそうだったでしょうし、先生自身にもそんな気持ちがなかったとはいえないように思います。「どうしてオレがこんな場末の学校の先生なんだ・・・・」(あくまでも個人の感想です。)

ところが、3月の星槎横浜の会合に参加し、また、 静岡で杉山先生のお話を聞いて驚きました。国鉄や JR 東海の通信教育担当者 (講師を含む) と同じよう な気持ちで取り組んでいる人たちがいたからです。 それで、ぜひ通教を受講したいと思うようになりま した。冥途の土産とでもいいましょうか?

した。冥途の土産とでもいいましょうか? 18歳で国鉄の「鉄道一般」を受講し、半世紀後に 再度通信教育で学べるなんて、本当に嬉しいことで す。 長谷川晴通 (元国鉄職員)

#### ◆「会員の声」を募集◆

「会員の声」を本誌に掲載します。掲載を希望する会員は、原稿(600~750 字程度、MS-Word で作成)を事務局(jade.office.obirin@gmail.com)までお送りください。

#### 通信教育の動向



## 全国高等学校通信制教育研究会

平成30年度「第70回全国高等学校通信制教育研究会総会並びに研究協議会」を6月13日から15日まで、360名余りの参加者のもと、愛媛県ひめぎんホール(愛媛県県民文化会館)で開催した。

高等学校学習指導要領及び「広域通信制高等学校ガイドライン」が改訂されたことを受け、文部科学省初等中等教育企画課制度改革室の福澤光祐専門官に「最近の高等学校の動向について」というタイトルでご講演いただいた。また、全通研大会では、今年度から加盟していない学校にも大会案内を送り、その結果9名の先生方が参加した。

本総会で、2校が退会し、新たに4校が入会承認され、加盟校は120校となった。加盟校の内訳は、公立75校、私立45校である。研究協議会は、①学校運営、②地歴・公民、③保健体育、④情報、⑤放送教育、⑥人権教育・教育相談の6分科会に分かれて行われた。各分科会とも2本の発表を基に研究協議が行われた。

全通研の事業である通信教育用学習図書(学習書)の発行科目数は、29科目である。今後、新学習指導要領に基づく教科書に準拠した新学習書の編集方針について検討していくこととなる。また、今年度は、「広域通信制の研修についての研究開発」を全通研として取り組んでいく予定である。

(事務局 村越和弘)



## 公益財団法人 私立大学通信教育協会

本協会は、加盟校が協力して相互に情報を交換しながら、大学通信教育の周知普及と水準向上の事業を推進しています。現在、35大学・17大学院・9短期大学の計61校が加盟しています。

#### (1) 公益事業:大学通信教育の周知普及事業

大学通信教育の在り方を広く社会に伝え、入学希望者に情報を提供するために、本協会主催の事業として「秋期合同入学説明会」(8~9月、全国5会場)を開催します。さらに12月には大学院の合同入学説明会を、平成31年1~2月には「春期合同入学説明会」(全国8都市、11日程)を開催する予定です。昨年は年間を通じて約8,500名の方が来場されました。同説明会においては、大学通信教育の概要や加盟校の紹介を掲載した『大学通信教育ガイド(大学・短大編)』『大学通信教育ガイド(大学院編)』を配布し、また同説明会以外においても希望者には適宜配付しています。

#### (2) その他の事業: 学習環境改善事業

大学職員の能力向上に資するため、10月11~12日には東京ガーデンパレスにおいて、運営委員会主催による「大学通信教育職員研修会」の開催を予定しています。講演とグループ討議を行い、毎年活発な意見・情報交換が行われています。昨年は加盟各校から67名の職員が参加しました。

(理事長 高橋陽一)



## 公益社団法人 日本通信教育振興協会

当協会は、民間社会通信教育の質的向上と学習機会の拡大、教育事業の適正な運営の確保を推進し、また学んだ成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図る事業を行っております。

#### ◎通教振特別セミナーを開催!

去る6月7日(木)、プラザエフ(千代田区)にて通教振セミナーを開催しました。

今回のセミナーでは、(公社)日本通信販売協会の消費者相談室長の八代修一氏を講師にお願いし、最近寄せられた事業者からの「顧客対応」に関する相談事例の紹介とその対応について解説をしていただきました。

#### ◎学習指導員登録者数2,112名!

通信教育や実社会で培った専門的知識や技能を生かし、地域での生涯学習の支援者を養成する学習指導員認定制度が発足して10数年、これまでに認定登録された方は延べ2,112名となりました(2018年5月末現在)。学習指導員は、生涯学習センターやカルチャーセンターの講師として、小・中学校の課外授業の世話人として、またボランティア活動など、全国で活動されています。活躍の様子はHP(http://www.jais.or.jp/wewe/index.html)でも紹介しています。ぜひご覧ください。

#### ◎第30回生涯学習奨励賞表彰式の開催が決まりました!

来たる11月17日 (土)、プラザエフにて第30回生涯学習奨励賞表彰式が開催されます。この表彰式は、当協会が認定する生涯学習奨励講座を特に優秀な成績で修了した者を対象に、文部科学大臣賞、公益社団法人日本通信教育振興協会会長賞を授与するものです。

(事務局長 友縄秀男)



通信教育のこの 1冊13

# ェリス・パーカー・バトラー (平山雄一訳)『**通信教育探偵ファイロ・ガッブ**』

(2012年 国書刊行会)

本書は、シャーロック・ホームズに憧れて探偵に なった主人公ファイロ・ガッブの、ちょっとまぬけ な迷活躍を描いた短編集である。

著者のエリス・パーカー・バトラー (Ellis Parker Butler 1869-1937) は、20世紀前半のアメリカを代表するユーモア作家の一人である。バトラーはニューヨークで銀行家として成功するかたわら、1,700 篇以上の短編を書き、生涯で33 冊の単行本を出版したという(訳者解説による)。

本書は *Philo Gubb, Correspondence-School Detective* (Houghton Mifflin Co., Boston and New York, 1918) の全訳および単行本未収録作品「針をくれ、ワトソン君!」を特別収録として収めたものである。

「探偵になって大儲け。さあ探偵になろう。たった十二回の講座で君もシャーロック・ホームズだ」。 室内の壁紙張り職人であったガッブの眼に飛び込んできたのは、日の出探偵事務所の探偵養成通信教育 講座の新聞広告であった。

これだ!とガッブは直感する。ガッブは定期的に送られてくるテキストを読み、レポートを書き、実習をコツコツとこなす。ときに、第4回講座の尾行の実習で、街中で見知らぬ人を2時間ほど追跡した際、テキストに忠実であったにもかかわらず、相手に尾行がバレて胸倉を掴まれる災難に見舞われたり…。それでも、ガッブはテキストを信じて疑わない。ガッブは、持ち前の温厚さと天然のお人好しさで

ガッブは、持ち前の温厚さと天然のお人好しさで 実習を潜り抜け、探偵養成通信教育講座を優秀な成 績で卒業し、晴れて探偵となる。ガップが出会う事 件は次のとおり。

ゆでたまご/ペット/鷹の爪/秘密の地下牢/にせ泥棒/ニセント切手/にわとり/ドラゴンの目/じわりじわりの殺人/マスター氏の失踪/ワッフルズとマスタード/名なしのにょろにょろ/千の半分/ディーツ社製、品番七四六二〈ペッシー・ジョン〉/ヘンリー/埋められた骨/ファイロ・ガッブ最大の事件/針をくれ、ワトソン君!

ところで、「探偵もの」の紹介で、読者にとって一番の興ざめはネタバレである。ネタバレほど意味のない紹介はない。だからこれ以上本書の中身について語ることは慎もう。その代わり、本書のユニークについて私見を少しだけ述べたい。本書のユニークさは「通信教育探偵」という言葉に尽きる。「通信教育」と「探偵」とは、あまりに距離が離れすぎているからである。「探偵」とはどのような人物かを考え

てみればよい。例えば、ホームズやいま大人気の名探偵コナンを想像してみよう。彼らに共通するのは、鋭い観察眼や類希なる推理力、いかなる逆境にも挫けない強靭な精神力の持ち主であるということだ。つまり、探偵とはこうした才能あふれる人物の代名詞である。

だから、探偵とはなろうと思ってなれるものではなく、いつの間にかなっていたという類の職業である。それは才能の偶然性に左右される特権的なものだ。にもかかわらず、通信教育は「さあ探偵なろう」と人びとに呼びかける。正しい知識を身に付け、教師が想定した実習を着実にこなせば、「君もシャーロック・ホームズだ」と。

通信教育は、これまで教育不可能だと思われているもの=探偵を、教育・養成可能なものへと変換しようとする―しかも、「伝承」といった謦咳に接する形式を採らずに―。まるで通信教育は、「教育」のできること/できないことの境界線を書き換えているかのようである。

ただし、この書き換えの成否は慎重に判断する必要がある。成否の基準は社会の受容の仕方にあるからである。本書にこんなシーンがある。捜査官が近隣住民に犯人の聞き込みをしている場面。〈住民〉「さっぱりわかりませんよ。ガッブに任せるつもりですか?」〈捜査官〉「あの通信教育探偵に?馬鹿言うな!事は重大になってきている。(巡査の)パーセルを派遣して捜査させる。」

本来であれば、事が重大になればなるほどその存在感を増す探偵が、こうした言われようである。それはなぜか。もう一つ関連する問いを挙げよう。通信教育探偵のガッブが事件を解決したとき、それは通信教育の「学びの成果」なのか、あるいは結局ガッブの「才能」によるものなのか―いわゆる「環境」と「遺伝」の問題―。

おそらく正解は「どちらも」―両者は互いに影響を及ぼし合っている―であろう。しかし果たして、この答えを社会は受け入れてくれるだろうか。というのも、ここで先ほどの、なぜ捜査官は通信教育探偵に任せなかったのか、という問いが顔を出すからである。そしてこの問いは、再び「学びの成果」と「才能」の問題へとつながっていく。こうして問いは循環する。

読者のみなさんには、ぜひ本書を手に取ってもらい、答えを導き出していただきたい。

古壕典洋 (東京大学)

#### 日本通信教育学会報 通巻 50 号

発行日 平成 30 (2018) 年 6 月 30 日 発行所 日本通信教育学会事務局

〒194-0294 東京都町田市常盤町 3758 崇貞館 B608 桜美林大学 鈴木克夫研究室内日本通信教育学会事務局 E-mail: jade. office. obirin@gmail. com